

県南広域振興局長告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年7月12日

県南広域振興局長 小 島 純

1 就任

監事

菊 地 伸 夫 奥州市前沢生母字二子1番地16
千 葉 恒 治 " " 字沖田87番地8
山 田 一 西磐井郡平泉町長島字二反田27番地

2 退任

監事

菊 地 伸 夫 奥州市前沢生母字二子1番地16
千 葉 恒 治 " " 字沖田87番地8
山 田 一 西磐井郡平泉町長島字二反田27番地